

第22期第16回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年月6月28日(水) 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 令和5年度福岡県有明海区における機船船びき網(えび2そうびき網)
漁業許可方針について(協議) 資料1
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について(協議)
資料2
- (3) さし網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について(報告) 資料3
- (4) 令和5年度ビゼンクラゲ漁業の操業始期について(報告) 資料4
- (5) 第379回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料5
- (6) その他

福岡県有明海区における機船船びき網
(えび2そうびき網) 漁業許可方針改正について

○現状

- ・ 現在、操業区域は福岡県地先有明海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）となっており、条件として農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならないとなっている。
- ・ 一方、今年度9月1日の漁業権切替に合わせ、農林水産大臣管轄漁場における竹羽瀬漁業が削除される見込み。
- ・ これにより、操業区域内の竹羽瀬漁業は全てなくなることとなった。

○改正案

- ・ 条件となっている竹羽瀬周辺における操業制限にかかる事項を許可方針から削除。
→ 別紙案参照

令和5年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針(案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数 定めなし

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

(5) 漁業時期 令和5年9月20日から11月30日まで

2 許可の有効期間

1年

3 条件

(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。

(2) 僚船は〇〇丸、F〇3-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。

~~(3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。~~

(3-4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 漁業許可申請一覧表

(2) 機船船びき網漁業許可申請書

※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参 考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 2海里以上
	〃	白色	1灯 〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1対	〃 〃
	(又は両色灯	1灯)	
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 〃
	〃	白色	1灯 〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1対	〃 1海里以上 (又は両色灯
	1灯)		
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可隻数	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)
許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30
操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
条 件 (R4時 点)	(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。 (2) 僚船は〇丸（FOO-〇〇〇〇〇）以外の船を使用してはならない。 (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域では操業してはならない。 (4) 使用する漁具にワイヤロープを用いてはならない。								
許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	6隻(3統)
許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
条 件	1 次に掲げる区域で操業してはならない。 (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。 (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 4 使用する漁具にワイヤロープを用いてはならない。								

1. 過去の提出議題

(1) 平成25年～令和3年

年	筑前海区	有明海区	豊前海区
H25	<ul style="list-style-type: none"> 我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて 	なし	なし
H26 ～29年	<ul style="list-style-type: none"> 我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について 	なし	なし
H30 ～R3年	<ul style="list-style-type: none"> 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について 	なし	なし

(2) 令和4年度提案議題

(1) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

- 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業禁止
- 取締強化により我が国の安全操業確保

(2) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

- 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域や禁漁期間の見直し(拡大)
- 大中型まき網漁業に使用する全船への VMS 設置
- 取り締まりの強化

2. 令和5年度提案議題（案）

（1）我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について【継続】

※筑前海区関係

- ・我が国のEEZ内における韓国漁船の操業禁止
- ・取締強化により我が国の安全操業確保

（2）大中型まき網漁業・沖合底びき網漁業と沿岸漁業の調整【継続・一部変更】

※筑前海区関係

- ・大中型まき網漁業・沖合底びき網漁業の操業禁止区域・操業禁止期間の拡大
- ・取り締まりの強化

（3）新たな資源管理措置について【新規】

※3海区共通

- ・資源評価の精度向上。
- ・資源管理を実施するにあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得た上で、沿岸漁業の経営に十分配慮して行うこと。
- ・遊漁者についても資源管理に取り組む体制を作ること
- ・資源管理の取組による減収に対する経営維持対策。

別紙様式 2

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっておりますが、我が国 EEZ 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>提案議題（<u>要望事項</u>・協議事項・照会）</p> <p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>
<p>内容</p> <p>本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。</p> <p>沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。</p> <p>さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。</p> <p>上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された新しい資源管理の推進に向けたロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、漁獲可能量による管理を基本としておこなうこととされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安の声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

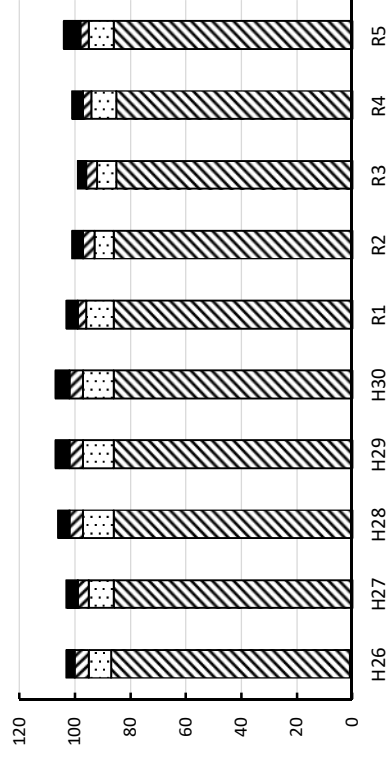
つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 TAC 管理を導入した場合の、漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。

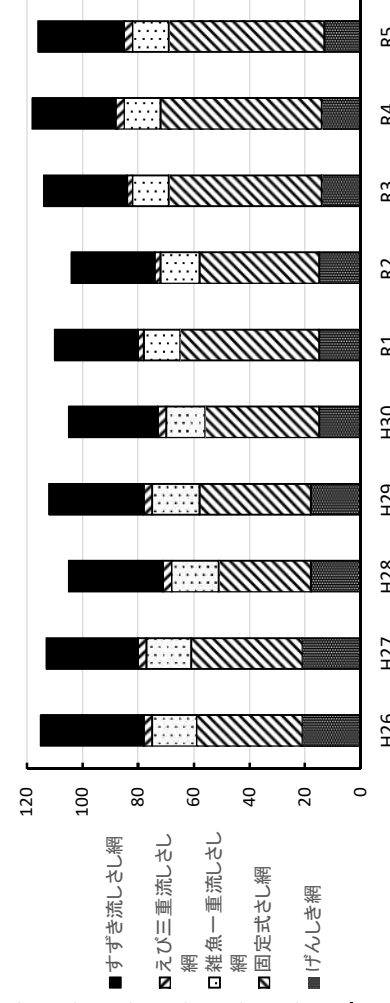
(22期16回有明漁調委)
(令和5年6月28日)

○令和5年7月1日～令和6年6月30日 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許認可状況について（令和6年6月28日現在）

組合名 漁業種類	福岡県⇒佐賀県 (R5 佐賀県許可隻数)										佐賀県⇒福岡県 (R5 福岡県許可隻数)										福岡県計	佐賀県計
	大川市	川口	浜武	沖端	両開	柳川	皿垣開	大和	三里	福岡県計	諸富町	大詫間	南川副	広江	東与賀町	久保田町	芦刈	福富町	新有明	大浦		
すずき流し刺し網	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	6	4	0	10	2	3	0	1	0	1	31	
えび三重流し刺し網	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
雑魚一重流し刺し網	3	2	4	0	0	0	0	0	0	9	3	0	0	3	4	2	0	0	0	1	13	
固定式刺し網	29	9	16	23	0	3	1	2	3	86	23	3	17	0	1	1	0	2	5	4	56	
げんしき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	13	
計 (120隻以内)	33	14	22	24	0	3	1	2	5	104	42	3	30	17	3	6	0	3	5	7	116	



福岡県から佐賀県への入漁隻数



佐賀県から福岡県への入漁隻数

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月25日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和4年6月1日から令和4年6月30日まで及び令和4年11月1日から令和5年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

重要なお知らせ

ビゼンクラゲ(アカクラゲ)の採捕が規制されています！

福岡県有明海区漁業調整委員会指示による採捕制限(指示期間:R4.6.1~R7.5.31)

① 採捕の規制(クラゲを獲る全ての人を対象)

- ・適用海域 **福岡県有明海区(農共海域を含む)**
- ・採捕禁止期間 **6/1~6/30 及び 11/1~翌年5/31**
採捕可能期間は、7/1~10/31だけ
- ・採捕禁止サイズ **傘幅40cm未満は採捕禁止**
(傘幅:脚が付いた状態のクラゲ傘の外側直径)
- ・採捕禁止区域(周年) **別紙のとおり**

② さらに、固定式さし網漁業(許可漁業)でクラゲを獲る場合には、次の規制も適用

- ・使用漁具数 **1隻1統まで**
- ・網の長さ **250m以下**
- ・網の丈 **9m以下**
- ・網の目合 **20cm以上**
- ・夜間操業時 **漁具に灯火標識**

※さらに、平成27年7月1日から、許可の『条件』に次の事項が追加。
(クラゲ漁獲時以外でも必要)

- ・ボンデンには、**水面の1m以上の高さに旗を設置し、旗色は上手側・西側は赤、下手側・東側は黒**

違反した場合は罰則が適用されることがあります。

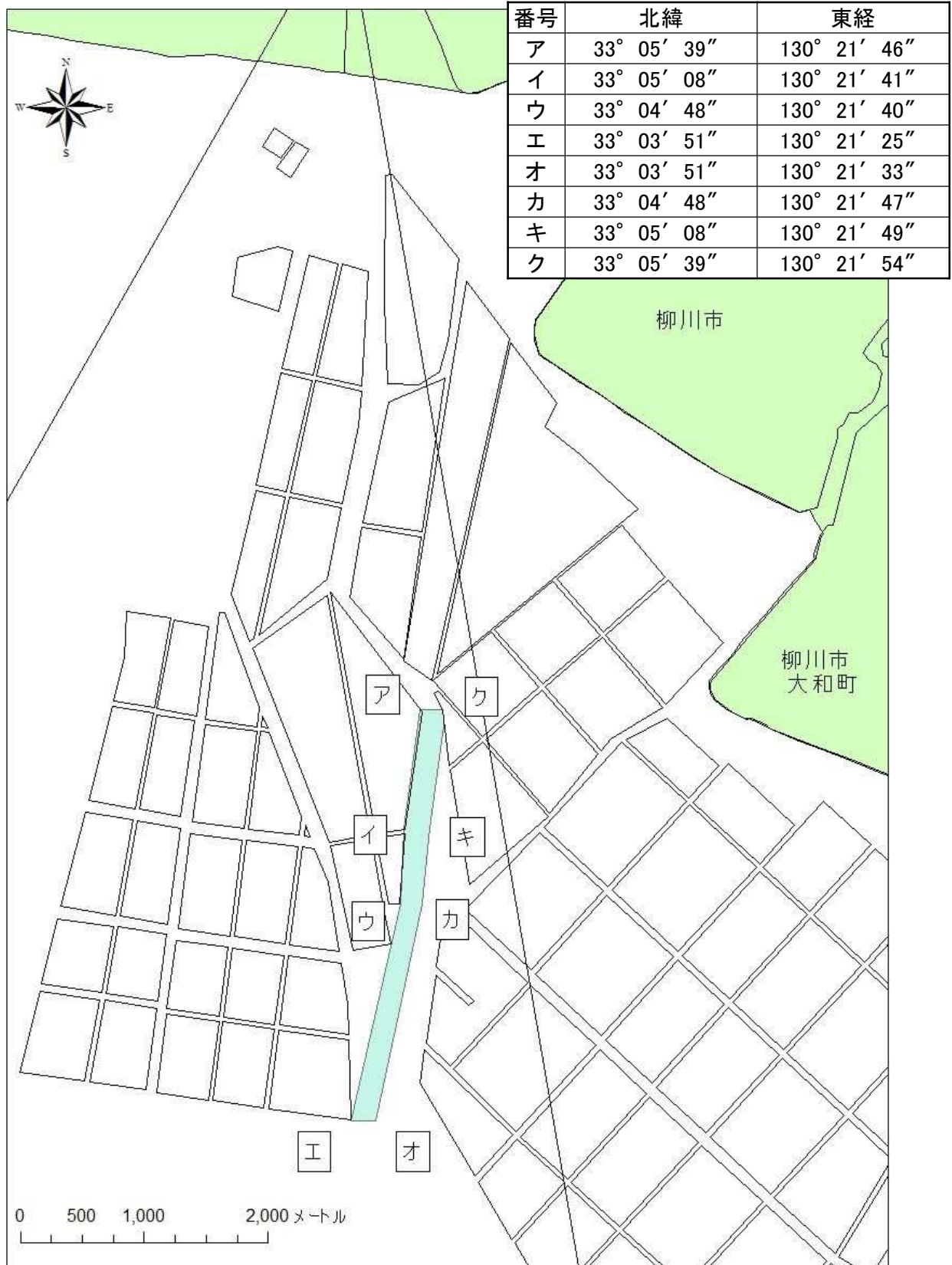
※ 佐賀県海域でも同様の採捕制限が出されています。

お問い合わせ先：福岡県 農林水産部 水産局 漁業管理課 漁業調整係
TEL 092-643-3556

別紙

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線によって
 囲まれた区域で採捕してはならない。

(世界測地系)



第379回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和5年5月24日（水）15:00～

場 所：福岡県有明海水産会館

（柳川市三橋町高畑 271）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）会長の選任について（協議）

（2）職務代理者の選任について（協議）

（3）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（報告）

（4）農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）

（5）その他

4. 閉 会

第379回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会の審議結果（概要）

議題1 会長の選任について（協議）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長の半田委員が会長に選出された。

議題2 職務代理者の選任について（協議）

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長の西久保委員が会長職務代理者に選出された。

議題3 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（報告）

事務局より資料に基づき、協定書及び確認書の締結に関する報告がなされた。

議題4 農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）

福岡県水産振興課より資料に基づき、令和5年度の事業概要について報告がなされた。（佐賀県は令和5年度に実施する事業はなし。）

議題5 その他

福岡県委員より佐賀県に対し、佐賀県海域で今年度再開されたウミタケ漁業について、来年度は従来のように福岡県漁業者が入漁できるよう要望する意見が出された。